

クロアチア国内の主な感染症対策措置

(有効期間：2021年12月31日まで)

- ・屋内で2メートル、屋外で1.5メートル以上の身体的距離を確保できない場所においては、マスクを着用しなければならない。
- ・100人以上が参加する屋外での公の行事・集会を禁止する。ただし、参加者全員がEUデジタルCOVID証明書を所持し、管轄地域の市民保護本部が承認した場合を除く。
- ・また、100人以上が参加する屋外での公の行事・集会は、当該行事・集会が開催される場所を管轄する公衆衛生局が承認した場合、開催することができる。
- ・50人以上が参加する屋内での公の行事・集会を禁止する。ただし、参加者全員がEUデジタルCOVID証明書を所持し、マスクの着用、身体的距離の確保が保たれ、開催場所を管轄する市民保護本部が承認した場合を除く。
- ・公の行事・集会やセレモニーは、翌日午前0時までとする。ただし、午後11時までに上映が開始された映画及び参加者全員がEUデジタルCOVID証明書を所持する結婚披露宴を除く。この場合の結婚披露宴は、翌日午前2時まで開催できる。
- ・葬儀、告別式及び埋葬において、身体接触を伴う方法で弔意を示してはならない。
- ・飲食施設等における私的な祝い事や集まり（結婚披露宴を含む）は、参加人数を30人までとし、全ての感染症対策措置を遵守することを条件に、開催することができる。なお、30人を超える結婚披露宴は、管轄地域の市民保護本部への事前申告や参加者全員がEUデジタルCOVID証明書を所持することなど、一定の条件を満たせば、開催することができる。
- ・屋内におけるフェア、その他商業・観光目的の行事や、物品の販売または展示を伴う行事は、クロアチア公衆衛生局の勧告及び指示を遵守した上で、参加者全員（出展者、来場者、技術スタッフ等）がEUデジタルCOVID証明書を所持することを主催者が確認できる場合、開催することができる。
- ・屋外におけるフェア、その他商業目的の行事や、物品の展示または販売を伴う行事においては、マスクを着用しなければならない。
- ・飲食施設や家庭農場は、感染症対策措置を厳守することを条件に、着席している客に対し、料理、飲み物やデザートを提供することができる。営業時間は、午前6時から翌日午前0時まで

とする。また、飲食施設は、入店を伴わない施設出入口での商品の受渡し、施設の車両による宅配、企業や個人との契約による宅配やドライブスルーによって、料理、飲み物及びデザートを提供することができる。

- ・パン屋は、午前0時まで営業することができる。
- ・アルコール飲料の販売は、午前0時から午前6時まで、禁止する。
- ・カジノ、スロットマシンクラブ及びブックメーカー（スポーツくじ売り場）の営業は、午前8時から翌日午前0時までとする。
- ・観客を伴うスポーツ競技会は、関係者や観客全員がEUデジタルCOVID証明書を所持することを条件に、開催することができる。なお、屋内では、マスクを着用しなければならない。
- ・ジム、フィットネスクラブは、厳格な感染症対策措置を実施しなければならない。
- ・アマチュアによる文化及び芸術行事や公演は、一般的感染症対策措置及びクロアチア公衆衛生局が定める特別勧告を厳守することを条件に、開催することができる。ただし、屋内での開催については、参加者（演奏者、観客等）全員がEUデジタルCOVID証明書を所持しなければならない。
- ・ワークショップを開催し、または、児童向けプレイルームや屋内での娯楽サービスを提供する際には、感染症対策措置を厳守しなければならない。
- ・外国語学校は、感染症対策措置の厳守を条件に、開校することができる。
- ・自動車学校における座学の講義は、オンラインで行わなければならない。ただし、自動車学校は、受講生、講師及びインストラクターの全員がEUデジタルCOVID証明書を所持する場合、座学の講義及び実技指導を制約なく実施することができる。
- ・ミサは、可能な限りラジオ・テレビ放送やその他、参加者が宗教施設を訪れなくても参加できる方法で実施するよう推奨する。
- ・プロによる芸術活動、映画の上映、博物館、画廊及びその他展示施設における展示、宗教行事、並びに、議会の開催については、上記「50人以上が参加する屋内での公の行事・集会を禁止」の対象外とする。
- ・事業主は、発熱、呼吸器疾患、特に空咳や息切れの症状のある従業員を出勤させてはならない。また、可能な限り、従業員間の接触を減らし、シフト制勤務を導入し、物理的なミーティングを最小限にとどめるとともに、従業員がいる空間を定期的に換気しなければならない。

・12歳未満の児童は、参加者にEUデジタルCOVID証明書の所持が求められる集会・行事において、同行する保護者が同証明書を所持する場合、児童自身の同証明書の所持は不要とする。

・マスク着用義務の対象者（マスク着用義務に関する措置より）

- 宿泊施設を備えた社会福祉施設の職員、入所者及びその訪問者
- 公共交通機関の運転者、その他職員及び乗客
- 商店の従業員及び来店中の客
- 客と接し、または、調理や給仕を行うサービス事業従事者
- 屋内の飲食施設の利用客。ただし、飲食のために着席している間は対象外
- 顧客との接触を伴う企業及び行政機関で勤務する者、並びに、これら企業及び行政機関を利用する者
 - 顧客と濃厚接触する機会のあるサービス事業従事者
 - 対人距離2メートルを確保できないオフィスで勤務する者
 - 屋内における宗教行事の参加者
 - 屋内で開催されるスポーツ競技会の観客
 - 雇用主からマスクの着用を義務づけられている者
 - 屋外において他者との対人距離を確保できない空間にいる者
 - その他、会場にいる者全員がEUデジタルCOVID証明書を所持していることが確認できない場所にいる者

※この措置におけるマスクとは、フェイスマスクまたはメディカルマスクであり、口と鼻を覆う正しい方法で装着しなければならない。

※クロアチア公衆衛生局が例外として定める事情がある場合や、公共の行事において参加者全員がEUデジタルCOVID証明書の所持を確認できる場合には、マスクの着用は義務づけられない。また、専門のガイドライン及び勧告が適用される医療機関及び教育機関は、この措置の対象外。